

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 5 月 22 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 ①民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）
- ②民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 44 号）
  - ・平口法務大臣、津島内閣府副大臣、栗原厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・両案について採決を行った結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成－自民、中道、維新、国民 反対－参政)
  - ・①に対し藤原崇君外 4 名（自民、中道、維新、国民）から提出された附帯決議案について、國重徹君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
(賛成－自民、中道、維新、国民 反対－参政)  
(質疑者) 藤田ひかる君（自民）、西村智奈美君（中道）、有田芳生君（中道）、三木圭恵君（維新）、小竹凱君（国民）、井戸まさえ君（国民）、鈴木美香君（参政）

(質疑者及び主な質疑事項)

## 藤田ひかる君（自民）

- (1) 家庭裁判所における法定後見制度の審査の質を担保するための人員拡充や生活状況の把握等に関する地域連携についての取組
- (2) 任意後見制度の改正
  - ア 改正の意義についての法務大臣の認識
  - イ 「明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるとき」の想定される具体例
- (3) 保管証書遺言書の保管申請におけるウェブ会議の利用の相当性の判断基準

## 西村智奈美君（中道）

- (1) 根本参考人が指摘した特定補助の利用状況を検証し当該制度の要否を検討する必要性についての法務大臣の見解
- (2) 中核機関
  - ア 全市町村に中核機関を設置し受任者調整機能を強化する目標の達成期限を設定して取り組む必要性
  - イ 出口支援の中核機関の役割としての位置付け及び中核機関の業務の増加見込み
  - ウ 出口支援を含む体制整備に必要な人材確保及びそのための財政的支援の必要性についての栗原厚生労働大臣政務官の見解
- (3) 市民後見
  - ア 市民後見の今後の在り方についての法務大臣の見解
  - イ 専門職が少ない地域における家庭裁判所、福祉関係機関や専門職等と連携した市民後見人に対する支援体制を整備する必要性
- (4) 消費者被害救済
  - ア 成年後見人の包括的取消権の利用状況及び包括的取消権により救済された消費者被害の事例
  - イ 包括的取消権がある後見の廃止による消費者被害の防止への影響
  - ウ 成年後見制度の改正と消費者契約法等によるぜい弱な消費者の保護の強化を一体的に進めるための政府内調整の有無

- エ 成年後見制度の改正を契機として高齢者を含む全ての消費者の正当な利益保護のためのより包括的なルールを導入すべきとの意見に対する津島内閣府副大臣の見解
- (5) 成年後見制度の改正に伴う金融包摂の観点からの金融機関の取組についての金融庁の見解

**有田芳生君（中道）**

- (1) 成年後見制度の改正を四半世紀ぶりに行う理由
- (2) 成年後見制度
- ア 改正の根拠となった具体的な問題点及びその把握状況
  - イ 成年後見人の権限の強さについての法務省の認識
  - ウ 成年被後見人の要件
    - a 厚生労働省所管の法律における成年被後見人の能力に関する規定の有無
    - b 民法における「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」の内容及び具体例
- (3) いわゆる高齢者の「連れ去り事案」
- ア 各地で起きている事案についての厚生労働省における把握状況
  - イ 高齢者の虐待事案に係る市町村の立入調査
    - a 厚生労働省のマニュアルでは養護者等が立入調査を拒否している場合には鍵やドアを壊して立ち入ることはできないことの確認
    - b 鍵やドアを壊して立ち入った事例における問題の所在についての厚生労働省の認識
  - ウ 高齢者虐待防止
    - a 具体的な分離保護の要件
    - b 虐待の有無を判断する主体
    - c 虐待の有無の判断など市町村の意思決定は一般的にはいわゆるコアメンバー会議が行うことの確認
    - d 厚生労働省のマニュアルではコアメンバー会議の議事録を作成するとしていることの確認及び議事録が作成されない可能性の有無
    - e コアメンバー会議の議事録の作成を徹底する必要性
    - f 虐待の有無の判断に当たり専門的知見を有する者と連携を図る必要性
    - g 虐待の有無の判断の過程において司法審査を導入する必要性についての厚生労働省の見解
    - h 厚生労働省から地方公共団体に対する成年後見人を付することの数値目標の提示の有無
    - i 厚生労働省のマニュアルにある入所措置等がとられた場合における養護者との面会制限の要件
    - j 成年後見人が成年被後見人と親族との面会を拒絶する法的権限の有無
    - k 成年後見人が選任された事案において面会等も含めて対応は成年後見人に委ねられているとの地方公共団体の解釈・運用についての厚生労働省の見解

**三木圭恵君（維新）**

- (1) 高齢者の虐待事案においても補助人や第三者の立会いで親族と本人との面会機会を確保する必要性についての厚生労働省の見解
- (2) 虐待事案において本人のために非公開とされた住居地情報等を除いた補助事件記録を親族が閲覧できることの確認
- (3) 後見人等の選任に係る不服申立てが却下される基準を策定するなど家庭裁判所における運用を見直す必要性
- (4) 成年後見制度の改正に係る検討条項
- ア 3年後の検討に向けた実態調査の取組内容
  - イ 上記アによって成年後見制度の相談窓口を法テラス以外にも拡充する必要があるとなった場合の

対応の必要性

- (5) 改正法により後見人等による本人の財産を過度に管理する問題が改善する可能性
- (6) 成年後見制度利用支援事業の充実の必要性についての厚生労働省の見解

**小竹凱君（国民）**

- (1) 成年後見制度に係る市町村長申立て
  - ア 増加傾向にある市町村長申立て件数の現状についての厚生労働省の認識
  - イ 申立て件数を成果目標にしている地方公共団体の把握状況及び数値目標とすることの適否についての厚生労働省の見解
  - ウ 熊本市における申立て件数の成果指標が廃止された理由の把握の有無
  - エ 改正法の施行によるいわゆる連れ去り問題等の不適切な運用の改善の可能性についての厚生労働省の認識
  - オ 厚生労働省における運用状況に関する全国規模の実態調査を実施する予定の有無
- (2) 遺言制度
  - ア これまでの課題に対する今回の改正についての法務大臣の評価
  - イ 「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会」報告書の内容を踏まえた今後の遺言制度についての法務省の見解

**井戸まさえ君（国民）**

- (1) 家庭裁判所への定期報告の機会を活用した新たな成年後見制度の周知についての最高裁判所当局の見解
- (2) 改正法の効果的な周知広報の在り方についての法務大臣の見解
- (3) 任意後見制度の課題に対する法務省の認識及び対応策
- (4) 遺言制度
  - ア 障害者がデジタル機器を利用して保管証書遺言、死亡危急時遺言及び船舶遭難者等遺言を行う場合における支援策や運用上の配慮の具体的内容
  - イ 障害者がウェブ会議による保管証書遺言を行う場合における実効性のある真正性確保の方法
- (5) 後見及び保佐の制度を廃止するにもかかわらず「成年後見制度」の名称を踏襲することとした趣旨及び名称変更に係る検討の有無
- (6) 補助の制度における「被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に改めた趣旨
- (7) 成年後見制度における市町村長申立て
  - ア 市町村長申立ての適切な実施のための運用改善に向けた地方公共団体への支援及び関係機関との連携の在り方についての厚生労働省の見解
  - イ 市町村長申立てに対する本人や親族の信頼を確保するための方策

**鈴木美香君（参政）**

- (1) 後見に対する報酬の付与
  - ア 専門職後見人の報酬が高額になる理由及びその妥当性についての最高裁判所当局による調査の有無
  - イ 本法律案において報酬付与の審判に対する不服申立ての規定を設けなかった理由
  - ウ 親族以外の補助人に対する報酬が不透明であるとの課題に対する本法律案の効果
- (2) 親族による後見
  - ア 親族後見人の実数の把握状況

- イ 専門職後見人の増加は家庭裁判所が自らの責任回避のため親族後見人の選任に慎重になったためとの指摘についての最高裁判所当局の見解
- カ 親族後見を原則とすべきとの意見についての法務大臣の見解